

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	A I 法案をめぐる国会論議
著者 / 所属	岡田 智明 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478 号
刊行日	2025-9-29
頁	3-18
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

AI 法案をめぐる国会論議

岡田 智明

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. AI 法案の提出の背景・経緯
3. AI 法案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

第 217 回国会に内閣から提出された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」（閣法第 29 号。以下「AI 法案」という。）は、令和 7 年 5 月 28 日の参議院本会議で可決、成立した¹。本稿は、AI 法案の提出の背景・経緯、概要及び国会における主な議論を紹介するものである。

2. AI 法案の提出の背景・経緯

(1) 生成 AI の活用の進展と日本の現状

「AI (Artificial Intelligence)」は、昭和 31 年に米国で開催されたダートマス会議と呼ばれる研究発表会において初めて使用された言葉であるとされる。AI の確立された定義は存在しないが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されており、約 70 年にわたる研究開発の歴史の中で何度かブームを繰り返しつつ進化を続けてきた²。

令和 4 年 11 月、米国 OpenAI が対話型生成 AI³の「ChatGPT」を発表すると、利用者は公表から 5 日で 100 万人を超え、2 か月で 1 億人を突破したとされ⁴、現在ではこのほかにも

¹ 令和 7 年法律第 53 号（同年 6 月 4 日公布）

² 文部科学省「令和 6 年版科学技術・イノベーション白書」（4～6 頁）等参照。

³ 生成 AI は、文章、画像、プログラム等のコンテンツを生成できる AI であり、対話型生成 AI では、利用者との自然で流暢なやり取りを通じ、文章等を生成することができる。

⁴ 総務省「令和 6 年版情報通信白書」（37 頁）

Copilot（米国Microsoft）やGemini（米国Google）など多くの生成AIサービスが提供されており、企業や個人での利用が進んでいる。生成AIの登場によって、従来AIの適用が難しかった業務領域を含め様々な分野での業務の変革が可能となり、生産性向上や産業競争力強化、市場創出等につながると期待されている。米国のボストン・コンサルティング・グループによれば、令和6年における世界の生成AIの市場規模は350億ドルと試算され、令和8年には2倍以上の880億ドル、令和9年には1,210億ドルまで拡大すると推計されており⁵、今後も生成AIの国際的な開発競争や更なる利活用が進んでいくと見込まれる。

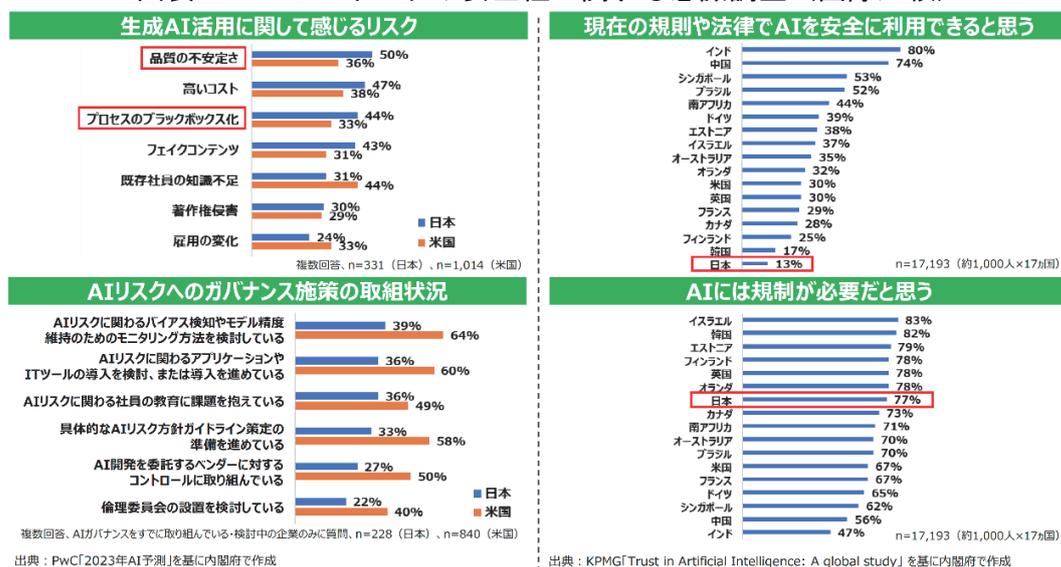
こうした中、日本国内ではAIの研究開発・活用の遅れが課題となっている。

スタンフォード大学による調査⁶では、令和5年に新たに資金調達を受けたAI企業数は、1位の米国が897社、2位の中国が122社だったのに対し、日本は42社（10位）にとどまっている。AIへの民間投資額で比較しても1位の米国の約672億ドル、2位の中国の約78億ドルに対し、日本は約7億ドル（12位）となっており、研究開発が遅れている。

また、総務省のアンケート調査（令和5年度）によれば、個人での生成AIの利用経験があると回答した割合は、日本では9.1%と、米国46.3%、中国56.3%、ドイツ34.6%に比べて低く、企業を対象とした調査でも、生成AIの活用が想定される「メールや議事録、資料作成等の補助」で生成AIを利用していると回答した割合は、日本の46.8%に対し、米国84.7%、中国84.4%、ドイツ72.7%となっており⁷、活用が進んでいない。

こうした状況の背景に関して、AIのリスクや安全性に関する意識について国際比較をした調査がある（図表1）。これによれば、日本は米国と比較して、「品質の不安定さ」、「プ

図表1 AIのリスクや安全性に関する意識調査（国際比較）



（出所）AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ」（令和7年2月4日）

⁵ 「The CEO's Roadmap on Generative AI」（令5.3）

⁶ 「Artificial Intelligence Index Report 2024」（令6.4）

⁷ 総務省「令和6年版情報通信白書」（67, 69頁）。なお、最新の令和6年度のアンケート調査では、個人における生成AIの利用状況は、日本26.7%、米国68.8%、中国81.2%、ドイツ59.2%、企業において何らかの業務で生成AIを利用していると回答した割合は、日本55.2%、米国90.6%、中国95.8%、ドイツ90.3%となっている（総務省「令和7年版情報通信白書」（17～20頁））。

プロセスのブラックボックス化」等にリスクを感じている企業が多く、AIリスクへのガバナンスの取組をする企業が少ない結果が示されており、また、「現在の規則や法律でAIを安全に利用できる」と思う回答者は、13%と調査対象国の中で最も低く、「AIには規制が必要」だと思ふ回答者は77%と調査対象国の中位に位置している。

(2) AIのガバナンス等をめぐる国際的な動向

AIのリスク等への対処については、広島AIプロセスや国連⁸、AIサミット⁹などの国際的枠組みにおいて議論が行われている。また、各国でソフトロー（規格・ガイドライン）とハードロー（法律・基準）を組み合わせた対応が進められているが、各国で考え方が分かれている。以下では、広島AIプロセス、EU、米国の動向を紹介する。

ア 広島AIプロセス

令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、生成AIに関する議論のための「広島AIプロセス」を立ち上げ、調査・検討を進めることが合意され、同年12月、「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」¹⁰等を含む「広島AIプロセス包括的政策枠組み」がG7首脳声明で承認された。その後、令和6年5月には、安全、安心で信頼できるAIのグローバルな実現に向け、広島AIプロセスの精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「広島AIプロセス・フレンズグループ」が設立された¹¹。また、令和7年2月には、国際行動規範の遵守状況をAI開発企業等が自ら確認し報告する「報告枠組み」の運用がOECDのウェブサイトにおいて開始されている。

イ EU

令和6年5月、欧州市場でAIシステムを開発・提供・利用する事業者を対象としたAI法が成立し、同年8月に施行された。同法は、令和8年8月から本格的に適用される見込みとなっている。

EUのAI法は、リスクに応じて規制内容を変える「リスクベースアプローチ」を採用している。規制対象を4段階のリスクに分類し、最もリスクの高い人間の安全や基本的権利を脅かす「許容できないリスク」のAIについてはその市場投入や使用を禁止し、次にリスクの高い人間の健康・安全や民主主義・法の支配に重大な害を及ぼす恐れのある「ハイリスク」のAIについては、市場投入前に影響評価・適合性評価を行う義務を課すなどの規制を導入しており、罰則についても規定している¹²。このように、EUは広

⁸ 国連では、令和6年3月の国連総会において、全ての加盟国とステークホルダーに対して、国際人権法を遵守した形での運用が不可能な、あるいは人権の享受に過度のリスクをもたらすようなAIシステムの使用を抑制・中止することなどを求める「持続可能な開発のための安全、安心で信頼できるAIシステムに係る機会確保」に関する決議が採択されるなどしている。

⁹ 令和7年2月にフランスが主催したAIアクション・サミットでは、G7各国、豪州、韓国、中国等、約90の政府代表や国際機関・主要企業が参加し、持続可能なAIの発展を目指すことなどを表明した「人類と地球のための包摂的で持続可能なAIに関する声明」が発出された。同声明には、フランス、EU、中国、日本等を含む64か国・地域が署名したが、米国、英国は署名を見送った。

¹⁰ 高度なAIシステムを開発する組織による行動のための自主的な手引きを提供するもので、AI開発者等を対象とする11項目について対策例等が示されている。

¹¹ G7各国、豪州、インド、韓国、シンガポール、EUなど56か国・地域が参加している（令和7年5月現在）。

¹² EUのAI法については、欧州連合日本政府代表部「EU AI規則の概要」（令6.9）<<https://www.eu.emb>>

範なハードローをソフトローで補完する形で法規制を行っている。

ウ 米国

バイデン政権（当時）の下では、AIの研究開発で先行する民間事業者¹³によって安全性確保についての自主的な取組が約束され、また、令和5年10月に発表された大統領令では、安全保障上の観点から重大なリスクをもたらす基盤モデルの開発者に対して、安全性評価の結果を政府に共有することを義務付け、以後、関係する政府機関に対し様々な発令がなされた。このように、米国ではイノベーションの促進を重視し、ソフトローをベースにハードローを組み合わせる対応が取られてきた。

その後、令和7年1月に発足したトランプ政権の下では、同月、バイデン前大統領が発表した大統領令に基づく規制等を直ちに見直すとともに、大統領補佐官等に対し、米国のAIでの優位性を維持・強化するための行動計画を策定することが命じられ¹⁴、イノベーションの促進を重視する姿勢がより鮮明となっている。

（3）AI法案提出に至る経緯と国会審議

令和4年秋以降の生成AIの急速な普及等を受け、令和5年4月以降、内閣府において、有識者による「AI戦略会議」及び関係省庁の実務者による「AI戦略チーム」が開催された。同年5月、AI戦略会議は「暫定的な論点整理」を取りまとめ、AIをめぐるリスクへの対応¹⁵、AIの利用、AI開発力に関する論点が整理された。その後、令和6年5月、AI戦略チームは「AI制度に関する考え方」を取りまとめ、ソフトローの最大限の活用を基本としつつ、リスクの高いAIに対して必要な法的規制（ハードロー）の在り方を検討する必要があることや、具体的な制度の検討に当たっての論点等が示された。制度の在り方を検討するため、AI戦略会議の下、同年8月から有識者による「AI制度研究会」が開催され、事業者、有識者、地方公共団体等の関係者へのヒアリング等を経て、令和7年2月4日に「中間とりまとめ」が公表された。

「中間とりまとめ」では、AIは我が国の発展に大きく寄与する可能性がある一方で、様々なリスクの顕在化によりAIに対する不安の声が多く、諸外国と比べても開発・活用が進んでいないと指摘し、AIの透明性など適正性を確保し、開発・活用を進める必要があるとした。その上で、制度の基本的な考え方として、「イノベーション促進とリスク対応の両立」、「国際協調の推進」の2つを掲げた。特に前者については、罰則を伴わない法令でも事業者の義務や責務が明記されることにより規律を働かせ、一定の実効性の確保が可

-japan. go. jp/files/100741144. pdf>（以下、URLはすべて令和7年9月1日最終アクセス。）、総務省「令和6年版情報通信白書」（59頁）等参照。

¹³ 令和5年7月及び9月に米国政府は、Amazon、Google、Meta Platforms、Microsoft、OpenAI、NVIDIA等の15社が安全性、セキュリティ、信頼性の3つの原則に基づく自主的な取組を約束したと発表した。

¹⁴ 米国の動向については、文部科学省「令和6年版科学技術・イノベーション白書」（25～27頁）等参照。なお、令和7年7月に発表されたAI行動計画では、次世代技術（自動運転車やロボット等）の製造拠点への投資強化のほか、AI開発や導入を妨げる規制の廃止が盛り込まれた（『朝日新聞』（令7.7.25））。

¹⁵ リスクへの対応については、「リスクのうち、既存の法制度やガイドライン・体制を前提に対処できるものはその周知徹底など早急に対応し、既存の法制度等では十分に対応できない可能性があるものについては諸外国における検討なども参考に対応を検討すべきである」などとされた。

能であること、新たな規制が制定された場合、新たな研究開発等を必要以上に躊躇させる可能性があることなどから、法令とソフトローを適切に組み合わせ、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定すべきであり、既存の個別の法令が存在する領域においては、まずは当該法令の枠組みを活用しつつ対応すべきであるとした。これらを踏まえ、具体的な制度・施策の方向性として、政府の司令塔機能の強化、戦略（基本計画）の策定、安全性の向上に向けた国による調査・情報収集、事業者・国民への指導・助言、情報提供等を実施するため、速やかな法制度化が必要であるとした。

「中間とりまとめ」を踏まえ、政府において更なる検討が進められた結果、令和7年2月28日にA I 法案が閣議決定され、同日、国会（衆議院）に提出された。

衆議院においては、同年4月8日の本会議で趣旨説明・質疑が行われた後、内閣委員会に付託された。内閣委員会では、対政府質疑及び参考人質疑を行った後、同月18日に採決が行われ¹⁶、同月24日の本会議において賛成多数をもって可決された。なお、委員会においては、15項目から成る附帯決議が付された¹⁷。

参議院においては、同年5月16日の本会議において趣旨説明・質疑が行われ、内閣委員会に付託された。内閣委員会では、対政府質疑及び参考人質疑を経て、同月27日に採決が行われ、翌28日の本会議において賛成多数をもって可決・成立した。なお、委員会においては、20項目から成る附帯決議が付された¹⁸。

3. A I 法案の概要

（1）目的（第1条）及び定義（第2条）

A I 法案では、「人工知能関連技術」（以下「A I 技術」という。）を、「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」と定義し、法の目的として、A I 技術の研究開発・活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することと規定している。

（2）基本理念（第3条）

基本理念として、我が国におけるA I 技術の研究開発能力の保持・関連産業の国際競争力の向上のほか、基礎研究から社会実装までの各段階における取組の総合的かつ計画的な推進、適正なA I 技術の研究開発・活用のための透明性の確保、国際協力における主導的な役割の発揮等について規定している。

（3）責務（第4条～第8条）

¹⁶ 衆議院内閣委員会では、第8条の見出し「国民の責務」（3.（3）参照）を「国民の努力」に改める修正案（提出会派：立憲、有志）が提出されたが、賛成少数により否決された。

¹⁷ 衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku2C59590D86DDF9A049258C73000C0C74.htm>

¹⁸ 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/f063_052701.pdf>

①国、②地方公共団体、③研究開発機関、④活用事業者¹⁹、⑤国民について、それぞれの責務を規定している。

このうち、④活用事業者は、積極的なA I技術の活用により事業活動の効率化・高度化、新産業の創出に努めるとともに、国・地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとしており（第7条）、⑤国民は、A I技術に対する理解・関心を深めるとともに、国・地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとしている（第8条）。

（4）基本的施策（第11条～第17条）

A I技術の研究開発・活用の推進等について、国が講じる基本的施策として、①研究開発の推進等、②施設及び設備等の整備及び共用の促進、③適正性の確保、④人材の確保等、⑤教育の振興等、⑥調査研究等、⑦国際協力について規定している。

このうち、③適正性の確保については、A I技術の研究開発・活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備等の施策を講ずるとしている（第13条）。⑥調査研究等については、A I技術の研究開発・活用の推進に資する調査・研究（国内外のA I技術の研究開発・活用の動向に関する情報収集や、不正な目的・不適切な方法によるA I技術の研究開発・活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析と対策の検討等）を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者等に対する指導、助言、情報の提供等の必要な措置を講ずるとしている（第16条）。

（5）A I戦略本部・A I基本計画（第18条～第25条）

A I技術の研究開発・活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部（以下「A I戦略本部」という。）を置くとしている（第19条）。同本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚で構成され（第22条～第24条）、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人等に対して必要な協力を求めることができるとしている（第25条）。

また、政府は、A I技術の研究開発・活用の推進に関する基本的な計画（以下「A I基本計画」という。）を定めるとしている。A I基本計画では、A I技術の研究開発・活用の推進に関する施策についての基本的な方針のほか、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めることとしており、A I戦略本部が同計画の案を作成し、閣議決定することとしている（第18条）。

（6）施行期日及び見直し規定（附則第1条及び第2条）

施行期日は、一部の規定²⁰を除き公布の日としている（附則第1条）。また、政府は、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、施行状況について検討を加え、必要があると認めるとき

¹⁹ A I技術を活用した製品・サービスの開発・提供をしようとする者等のA I技術を事業活動において活用しようとする者をいう（第7条）。

²⁰ A I戦略本部、A I基本計画等に関する規定は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、令和7年9月1日に施行されている。

は所要の措置を講ずるものとする見直し規定が設けられているが、具体的な時期については規定されていない（附則第2条）。

4. 主な国会論議²¹

（1）A Iに関するイノベーション推進とリスク対応の在り方

EUや米国等の国際的な動向（2.（2）参照）を踏まえ、我が国におけるA Iに関するイノベーション推進とリスク対応の在り方が議論された。

A I法案と他国の法制度との差異や規制の方向性について問われ、城内内閣府特命担当大臣（以下「城内大臣」という。）は、「本法案が目指す日本の制度は、諸外国とは異なるものであって、政府による監視や検閲を行ったり、制裁金を科す等の規制法ではなく、反対に、完全に自由に放任主義でもない。我が国は、A Iの研究開発及び活用の促進が極めて重要であるという認識にまず立って、イノベーションの促進、リスク対応の両立を図るために、過剰な規制は避けつつ必要なリスク対策はしっかりと講じる、こういう考えの下で今般の法案を提出している」、「我が国においては、これまでも既存の法令、ガイドライン²²等のソフトローを適切に組み合わせる様々なリスクに対応してきたが、本法案が成立した後においても、事業者の自主性を尊重するという考え方には変わりはない」旨答弁した²³。

EUで採用されているリスクベースアプローチを取らなかった理由を問われ、城内大臣は、「EUで禁止される許容できないリスクを持つA Iシステムは、我が国においても個人情報保護法等により規制されている。また、EUが適合性評価を義務付けている重要なインフラ等に関するハイリスクなA Iシステムは、我が国においても、個別の業法等により、基準を遵守していないA Iを用いた医療機器や自動運転車の販売は違法となる。現在、各国において、様々な考え方でA I法制度に関する対応が進められているが、我が国では、既存法令とガイドライン等の組合せによってリスクへの対応を行いつつ、イノベーションを促進するという考え方を取っており、悪質な事例等については、既存法の罰則の適用やA I法案に基づく調査等を行うとともに、潜在的なリスクについては、技術進展の動向を見ながら、必要に応じて、A I戦略本部の下、全ての関係省庁と連携して適切に対応していく」旨答弁した²⁴。A I法案には罰則規定は置かれていないが、リスク対応の実効性の観点からその必要性について問われ、城内大臣は、本法案に基づく上記の対応等により、「罰則はなくてもリスク対応が十分できる」旨答弁した²⁵。

²¹ 以下、会議録の引用部分については、発言の趣旨が変わらない範囲で要約や字句修正を施している。

²² 総務省では、平成29年7月に「国際的な議論のためのA I開発ガイドライン案（A I開発ガイドライン）」を、令和元年8月に「A I利活用ガイドライン」を公表しており、経済産業省では、令和3年7月に「A I原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」を公表（翌年1月に改訂）している。その後、A I戦略会議の「暫定的な論点整理」（令和5年5月）において、生成A Iの普及を踏まえ、政府が事業者向けに公表している既存のガイドラインの改訂等を検討する必要があるとされたことを受け、既存のガイドラインの統合・見直しが行われ、令和6年4月に総務省及び経済産業省から「A I事業者ガイドライン（第1.0版）」が公表された。同ガイドラインは、令和7年3月に技術進展等を踏まえ改訂（第1.1版）されている。

²³ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第13号13頁（令7.4.11）

²⁴ 第217回国会参議院本会議録第19号4頁（令7.5.16）

²⁵ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令7.5.27）

また、悪質な事例等において既存法で対応できない事態が生じた場合の対応について問われ、城内大臣は、「A Iは技術変化が大変速く、現在では顕在化していないリスクが法律の施行後に顕在化する場合も想定され得る。こうした場合において、法制上の措置の在り方を含めて必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を行うことができるよう、見直し規定を置くこととした。今後とも、関連する国際的動向、社会経済情勢の変化を含め、法律の施行状況を継続的に注視して、将来的には、その時々々の状況を踏まえて適切な対応をしていく」旨答弁した²⁶。なお、見直しを行う時期が明示されていない理由について、城内大臣は、「A Iの技術進展の動向を見極めながら、その時々々の状況に応じて臨機応変に対応することが重要である。したがって、あえて見直し時期については、具体的な規定を設けていない」旨答弁した²⁷。

この点、参議院内閣委員会における附帯決議（以下「参議院附帯決議」という。）では、「十九 A Iのリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によっては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変えるリスクベースアプローチに基づいた規制措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること。」とされている²⁸。

（２）人間中心の原則を条文に位置付ける必要性

平成31年3月に統合イノベーション戦略推進会議が決定した「人間中心のA I社会原則」²⁹では、「A I社会原則」の一つとして、A Iの利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならないこと等を内容とする「人間中心の原則」の考え方が盛り込まれていた。A I法案では、このような「人間中心の原則」の考え方が条文上規定されていないが、城内大臣は、「A Iの研究開発や活用を進める上で人間中心のA I原則の考え方を尊重することは、当然非常に重要なことであり、まさに一丁目一番地ではないかと思う。このため、A I基本計画には、その冒頭に、人間中心のA I原則の考え方を記載することを検討している。基本計画は、A Iの研究開発及び活用の推進に関する施策について基本的な方針等を定めるものであることから、この計画の冒頭に記載されることで、法案に直接書き込まずとも、人間中心のA I原則に基づき各施策が行われることを担保できるものと考えている。また、第3条第5項の基本理念においては、国際的協調の下に推進する旨の記載もあり、その国際的協調は何かというと、広島A Iプロセスの国際指針が重要であり、その中には人間中心のA I原則が含まれているので、当然に、本法

²⁶ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第13号14頁（令7.4.11）

²⁷ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第13号8頁（令7.4.11）

²⁸ 衆議院内閣委員会における附帯決議（以下「衆議院附帯決議」という。）の十四と同文。

²⁹ A Iの適切で積極的な社会実装を推進するために各ステークホルダーが留意すべき基本原則等を定めており、3つの基本理念（①人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）、②多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）、③持続性ある社会（Sustainability））とともに、社会（特に、国などの立法・行政機関）が留意すべき「A I社会原則」として7つの原則（①人間中心の原則、②教育・リテラシーの原則、③プライバシー確保の原則、④セキュリティ確保の原則、⑤公正競争確保の原則、⑥公平性、説明責任及び透明性の原則、⑦イノベーションの原則）等が示された。

案に記載されていないとしても、そこに既に含意されていると考えている」旨答弁した³⁰。

この点、参議院附帯決議では、「一 AIの研究開発及び活用に当たっては、『人間中心のAI社会原則』に基づき、人間の尊厳を損なわないことを大前提とすること。また、AIを人間の倫理観、価値観及び目的に沿って動作させるAIアライメントの観点に基づいた研究開発を推進すること。」とされている³¹。

(3) 人工知能関連技術の定義

「人工知能関連技術」(AI技術)の定義(第2条)について、具体的にどのようなものを想定しているのか問われ、城内大臣は、「国際的な議論の動向等も踏まえつつ、今後の技術変化にも対応できるものとなるよう、対象を広く捉えることを意図して、人工知能関連技術として定義を置いた。当該技術には、例えば機械学習、深層学習、自然言語処理等に係る技術のほか、AIが生成したことを示す識別情報をコンテンツに埋め込む電子透かしや、不適切な出力を抑止するガードレールに係る技術が含まれている」旨答弁した³²。また、当該定義のうち、「知的な能力を代替する」と規定している部分の解釈について、内閣府は、「基本的には、人間が行えることを代替するもの、人間の脳の働きを模倣して代替するものについては、この中に該当すると考えている」、「知的な能力を代替するシステムは、例えば、人間の脳の仕組みを模倣したソフトウェアであるディープラーニング技術を用いて資料の要約等の作業を人間に代わって行うシステムのことである。AIに人間の能力を代替させたとしても、最終的な判断はあくまで人間が行うと認識している」旨答弁した³³。

(4) 責務規定を踏まえた対応等

ア 行政機関でのAI活用における説明責任等の在り方

国の責務(第4条)について、国の行政機関におけるAI技術の積極的な活用を進めるものとする規定している。行政機関におけるAIの活用推進に当たり、AIを利用した行政の判断への説明責任の在り方や、行政の判断に疑義がある場合や誤った判断がなされた場合の救済策等を検討する必要性について質疑があった。これについて、内閣府は、「行政においてAIを積極的に使う場合、透明性や説明責任をしっかりと果たしていく必要があると考えている。デジタル庁『行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン』³⁴の中では、出力結果に基づいて行われた判断も説明責任の対象に含まれることに留意すること、出力結果にバイアスが含まれる可能性に留意して担当官が問題がないかを確認をしながら判断すること、関係省庁がその生成AIシステムを使ってサービスを行う場合、問合せ窓口をユーザーが分かりやすい形で示しておくことといった点が留意事項として書かれている。そのほか、この法案に基づいて国が整

³⁰ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第15号5頁(令7.4.18)

³¹ 衆議院附帯決議の一と同文。

³² 第217回国会衆議院本会議録第17号9頁(令7.4.8)

³³ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第13号17,24頁(令7.4.11)

³⁴ 同ガイドラインは、令和7年5月27日のデジタル社会推進会議幹事会(デジタル社会推進会議(議長:内閣総理大臣)の下、デジタル監を議長として各府省の官房長級により構成)において策定された。

備する指針の中でも、説明責任や透明性などは書いていきたい。また、救済策については、現時点では、重大な行政判断をA Iがやっているというケースは承知していないが、もしそういうケースになった場合には、救済策等についても検討が必要ではないかと考えている」旨答弁した³⁵。

イ 活用事業者の責務を規定した理由等

活用事業者の責務（第7条）を規定した理由と活用事業者の自由な活動に対する制約にならないかを問われ、内閣府は、「A Iを社会に実装し、国民生活の向上と国民経済の発展につなげていくためには、研究開発と実社会との間をつなぐ活用事業者の役割が非常に重要であることを踏まえ、活用事業者の責務として国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない旨を明示的に求めることとした。この責務規定は、個別具体的な義務を課したり具体的な法的拘束力を直接的に持つものではなく、事業者の努力義務を定めるものであり、違反した場合の罰則等は設けられていない。法令上に努力義務を明記することで、国や地方公共団体が行う施策の協力などに事業者が責任を持って対応いただくことを意図しており、これにより事業者の自由な活動が制約されるようなことはないと考えている」旨答弁した³⁶。

ウ 国民の責務規定を設けることに対する懸念

第8条において条文では「努めるものとする」とする一方で、見出しを「国民の責務」と規定しており、A Iの利用に不安を抱く国民が多くいる中、国民に無用な懸念を生じさせるのではないかと指摘された³⁷。この点について、城内大臣は、「国民がA Iを適切に活用し、便益を享受するためには、A Iに対する正しい理解と関心を深めることが不可欠との認識の下、規定したものである。また、A I活用を推進するための国や地方公共団体による施策が十分な効果を得るためにも国民の協力が必要である。さらに、今後、様々なA Iが多く国民に利用されていくことを踏まえると、例えば不適切な動作を行うA Iを発見した場合に、関係機関への情報提供など、適正なA I利用環境の維持に向けた取組についての可能な範囲での協力も想定される。こうした観点に基づき、第8条の見出しに果たさなければならない努めを意味する責務という文言を用いた」旨答弁した³⁸。また、「A Iに対する理解と関心の度合いは人によって異なるものであるため、各人が置かれている状況に応じた可能な範囲での協力を期待している。したがって、画一的な基準によって当該責務への違反の有無を判断するものではない」³⁹、「国としては、法案第15条に規定する教育及び学習の振興、広報の充実等に必要な施策を講じる予定としており、第8条の規定により国民に過度な負担を掛けたり、自己責任を押し付けたりすることは決してなく、誰もが安全、安心にA Iを活用できる環境を構築していきたいと考えている」旨答弁した⁴⁰。

³⁵ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第15号20頁（令7.5.20）

³⁶ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第15号15頁（令7.5.20）

³⁷ 第8条の見出しについては、前掲脚注16参照。

³⁸ 第217回国会参議院本会議録第19号4頁（令7.5.16）

³⁹ 第217回国会衆議院本会議録第17号9頁（令7.4.8）

⁴⁰ 第217回国会参議院本会議録第19号11頁（令7.5.16）

(5) 我が国におけるA Iの研究開発・活用の課題とA I法案による推進の効果等

我が国のA Iの研究開発・活用が遅れている原因について問われ、城内大臣は、「A I開発の遅れの主な理由としては、例えば、A Iの研究開発に大規模な資金や人材が迅速かつ十分に集まってこなかったこと、あるいは、グローバルなビジネスモデルを描けていないこと、A I用の計算資源が不足していること、I T人材が不足していること、日本語特有の、マイナーな言語で同音異義語が多い、A I学習が難しい、データが少ない、そういったことが考えられている。また、A I活用の遅れの主な理由としては、A Iの持つメリットが不透明であったため、我が国の経営者が十分投資してきていない、A I導入を主導する人材が不足している、また、日本人の慎重さ、誤った出力をするA Iや個人情報収集される可能性があるA Iは使いたくないという意識が一般の皆様の中にある、こういったことが挙げられる」旨答弁した⁴¹。

A I法案が我が国のA Iの研究開発の促進に資するものとなっているか問われ、城内大臣は、「本法案では、第11条でA I技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進、第12条でA Iの開発に必要なデータセンター⁴²やデータセット等の整備・共用、第13条でA Iの研究開発及び活用の適正性の確保のための指針の整備、第14条でA I人材の確保が規定されている。こうした施策について、法案に基づき設置されるA I戦略本部の下で関係府省庁が一丸となって取り組んでいくことで、我が国におけるA Iの研究開発と活用を、リスクにも同時に対応しつつ後押ししていくことができると考えている」旨答弁した⁴³。

また、国産のA I開発を推進する必要性を問われ、城内大臣は、「A Iは国民生活や経済社会に密接に関係することから、日本の文化や商習慣等を正確に回答できるA Iを開発することは重要であると認識しており、産業競争力や経済安全保障の観点からも、国産A Iの開発がなされることが望ましいと考えている。そうした中で、近年、小規模なモデルで高性能なA Iが実現されるなど、我が国でも多くの企業にチャンスが訪れていると考えている。さらに、我が国が良質なデータを保有するなどの強みを持つロボット、医療、防災等の分野においては、既にグローバルに活躍している企業も存在していると承知している。本法案成立後は、新たに設置されるA I戦略本部の下、関係府省庁での一層の連携を図りつつ、国産A Iの開発や海外展開への取組を積極的に後押ししていく」旨答弁した⁴⁴。

この点、参議院附帯決議では、「六 我が国で利用される生成A Iサービスの多くが外国産で占められている一方、日本語での出力に課題がある現状を踏まえ、日本語の大規模言

⁴¹ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第13号28頁（令7.4.11）

⁴² データセンターをめぐるっては、増大が見込まれる電力需要への対応のほか、サーバーを冷却する空調設備からの排熱や建物による日照権等の問題により事業者と周辺住民との対立が顕在化している事例を踏まえ、データセンター整備の在り方が議論となった。この点について、参議院附帯決議では、「九 A Iの普及等に伴い需要の増大が見込まれるデータセンターの整備については、電力需給を踏まえ戦略的に推進すること。また、稼働に伴う環境負荷の低減に向けた取組を実施するとともに、日照権や排熱の問題について、設置者による立地地域の住民及び地方公共団体への十分な情報提供を行うことを始め、地域との共生を図るためのデータセンター設置の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。」とされている。

⁴³ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第15号23頁（令7.5.20）

⁴⁴ 第217回国会参議院本会議録第19号8頁（令7.5.16）

語モデルをベースとした国産の生成A Iサービスの実用化に向けた研究開発及びデータ整備の一層の推進に官民を挙げて取り組むこと。」「八 国際競争力の強化を図るため、A Iを国家戦略上の重要分野と位置付けるとともに、A Iの基盤的技術やモデルの研究開発及び海外展開を積極的に支援すること。」とされている⁴⁵。

(6) 権利利益を侵害する事案等への対応

ア A I 法案に基づく調査研究等の概要

既存の個別法令に基づき各府省が実施する調査とA I法案に基づく調査研究等（第16条）との関係について問われ、内閣府は、「既存の法令で調査研究をしたり様々な対応が可能ではあるので、まずそれはしっかりやってもらう。その上で、誰がどの法律で対応したらいいのか分からないとか、予測不可能な事態が起きてくると思う。既存法令では対応できないが、不正な目的⁴⁶あるいは不適切な活用方法で国民の権利利益に侵害があるという場合には、内閣府で調査研究をしっかり行っていく」旨答弁した⁴⁷。

また、想定している調査研究等の概要について問われ、内閣府は、「安全対策についてのビッグテック等からの情報収集や、重要な産業でA Iがどのように使われているかの実態の調査をしたいと思っている。また、国民の権利利益が侵害されるような事案が生じた場合には、その分析をして対策を検討するとともに、事案が生じてからの事後的な調査だけではなく、予想される場合に調査を行うこともあり得る。また、危険な事例だけではなく、ベストプラクティスについても調査をして公表していくことを検討したい。いずれにしても有識者の意見を踏まえ、各省とも議論しながら考えていきたい」旨答弁した⁴⁸。

イ 事業者名等の公表をめぐる考え方

調査研究等の結果を踏まえ、悪質な事業者名等を公表する必要性が指摘され、城内大臣は、「調査結果の公表は、公表した場合としない場合のメリット、デメリット等を比較検討し、かつ企業秘密等に留意して判断することとなる。例えば、悪質なA Iサービスを提供する事業者名を公表した場合に、当該サービスの社会的な認知度が上がってしまい、興味本位で利用する者が増えてしまうおそれもある。また、特定の事業者名の公表よりも、悪質なA Iサービスに類似するA Iサービス全般について国民に情報提供の方が注意喚起としての効果があるといった判断もあり得る。こうしたことから、事業者名については原則公表とはしておらず、個別の案件ごとに事業者名の公表の是非について適切に検討していく」旨答弁した⁴⁹。

ウ 国外の事業者への対応

⁴⁵ 衆議院附帯決議では五参照。

⁴⁶ 第16条に規定する「不正な目的」に軍事利用が含まれるかについて、城内大臣は、「第1条（目的規定）では『国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする』と規定しており、A I法案の対象とする不正な目的ではないと考えている。別途国際的な議論が行われており、そちらで適切に対応すべきだと考えている」旨答弁した（第217回国会衆議院内閣委員会議録第14号（令7.4.16））。

⁴⁷ 第217回国会参議院内閣委員会議録第15号19頁（令7.5.20）

⁴⁸ 第217回国会参議院内閣委員会議録第17号（令7.5.27）

⁴⁹ 第217回国会参議院本会議録第19号6頁（令7.5.16）

国外の事業者による悪質な事案等への対応について問われ、城内大臣は、「悪質な事案や事象が発生した場合には、日本に法人や事業所のない国外の事業者に対しても、本法案に基づく国の調査等を行う方針である。また、友好国ではない国に所在する事業者が悪質な事案や事象が発生した場合であっても、あらゆるチャンネルや手段を尽くして、例えば広島A Iプロセス・フレンズグループのネットワークなども活用しながら調査等を実施していく」、「友好国でない国として、例えば権威主義的な国や、日本と価値観を共有できていないような国があるとすれば、外交手段を使ったり、前述のフレンズグループの中にその国との関係が深い国があれば、そういった国を通じて問題提起をするなどのあらゆる手段を使って可能な限り対処することとしたい」旨答弁した⁵⁰。

この点、参議院附帯決議では、「十四 国民の権利利益の侵害が生じた事案等について、調査、指導及び助言等を行うに当たっては、活用事業者やA Iサービスの利用者等から迅速な情報収集を行うとともに、平時より関係者間での情報共有を図り、事故発生やその可能性を早急に検知し、適切な対策を講ずるための体制整備を推進すること。また、海外の事業者や指導・助言等に応じない活用事業者等への対応に関しては、国際連携の強化等に努めるとともに、実効性ある措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされている⁵¹。

(7) A I のもたらし得る様々なリスクへの対応⁵²

ア 知的財産権等の侵害

A I と知的財産権等をめぐっては、生成A I の学習過程で承諾なく他者の知的財産権等を利用した場合などにおける権利侵害が懸念される。知的財産権等の保護を図るため、A I 法案に基づきどのように対応していくかを問われ、城内大臣は、「内閣府においては、令和6年5月に策定したA I 時代の知的財産権検討会中間取りまとめにおいて、A I と知的財産権をめぐり課題について、著作権法や不正競争防止法を含むコンテンツに関わる知的財産権の法的ルールの適用について考え方を整理するとともに、法、技術、契約の各手段を適切に組み合わせて対応することの必要性を示したところである。本法律案成立後は、例えばA I 戦略本部におけるA I 基本計画の検討などにおいて、A I に係る先行的な検討や対応を踏まえたものとするとともに、A I 戦略本部における更なる検討や調査研究等の取組がコンテンツ産業の振興にも寄与する好循環をつくっていくように取り組んでいく」旨答弁した⁵³。

この点、参議院附帯決議では、「二十 A I の利用に伴う知的財産権、パブリシティ権⁵⁴等の権利侵害に対応するため、諸外国における検討状況等を踏まえ、必要に応じ関連

⁵⁰ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令7.5.27）

⁵¹ 衆議院附帯決議では九参照。

⁵² A I 戦略会議・A I 制度研究会「中間とりまとめ」では、A I のもたらし得るリスクの例として、著作権・産業財産権の侵害、ディープフェイク（4.（7）ウ参照）、バイアス（差別・偏見）の助長、偽・誤情報による情報操作等が示されており、A I 法案の審議でも多岐にわたる論点について議論が交わされた。本稿では、紙幅の都合から審議で取り上げられた主なリスクへの対応に関する議論の一端を紹介する。

⁵³ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第13号24頁（令7.4.11）

⁵⁴ 一般に、著名人が自らの肖像等から生じる顧客吸引力を排他的に利用する権利を指し、「A I 時代の知的財

法制の整備を含めた対応の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、特に権利者の権利が適切に保護されるよう十分考慮すること。」とされている⁵⁵。

イ 採用や人事評価等での活用における差別等の助長

企業の採用や人事評価等におけるAIの活用により偏った評価がなされ、差別等の助長につながるのではないかとの懸念が示された。この点について、城内大臣は、「AIを利用するしないにかかわらず、雇用の分野における差別はあってはならないものと考えている。例えば、男女雇用機会均等法においては、雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別が禁止されている。その上で、生成AIが格差、差別を助長するような出力をしないことも当然重要であり、具体的には、学習データから偏見情報を除外すること、あるいは、AIが格差、差別を助長する出力をしないかどうか、市場に出す前及び出した後にも確認し、必要な修正を行うことなどの措置をAI開発者が講じることについて、本法案に基づいて国が整備する指針に盛り込むことを検討している。さらに、本法案第16条に基づき、国は、必要に応じて、法律に基づく調査を行い、格差、差別を助長するようなAIについては、事業者に対する指導、助言、国民に対する情報提供を行っていく」旨答弁した⁵⁶。

ウ 偽・誤情報の拡散・情報操作

生成AIの技術進展により信憑性の高い画像、動画等の作成が可能になったことに伴い、ディープフェイク⁵⁷を始めとした偽・誤情報の拡散やこれらを利用した情報操作等のリスクについて懸念が示された。城内大臣は、「こうしたリスクに対応していくためには、まずはその実態を把握することが必要不可欠であり、本法案第16条に規定する情報収集や調査等を適時適切に実施するとともに、AI戦略本部の下で関係府省庁が緊密に連携することで対応していくことができると考えている。また、AIをめぐるリスクへの対応については、技術からのアプローチ⁵⁸も重要であり、偽情報の対処等につながる技術の研究開発も含め、本法案第11条で研究開発の推進が規定され、基本的施策として位置付けている。本法案に規定されたイノベーション促進とリスク対応の双方の施策を通じ、偽情報、誤情報による情報操作等に適切に対処していく考えである」旨答弁した⁵⁹。

この点、参議院附帯決議では、「十二 差別や偏見の助長、偽・誤情報の拡散等、AIのもたらし得るリスクを低減させる技術の研究開発及び社会実装を一層推進すること。

産権検討会中間とりまとめ」では、声優の声を学習し、本人類似の音声を生成できるAIを展開する事例等が見られることを踏まえ、「声の保護」に関する考え方等が示されている。

⁵⁵ 衆議院附帯決議では十五参照。

⁵⁶ 第217回国会衆議院内閣委員会議録第14号28頁（令7.4.16）

⁵⁷ 本物であるかのように誤って表示し、人々が発言・行動していない言動を行っているかのような描写をする、AI技術を用いて合成された音声、画像、動画コンテンツを指す。国内では、令和4年9月、台風15号が上陸した際、静岡県で多くの住宅が水没したとする偽画像が拡散したほか、令和5年11月、岸田内閣総理大臣（当時）が性的な発言をしたように見せかける偽動画がSNS上で拡散した事案等が発生している。

⁵⁸ 偽・誤情報等に関する技術的な対応について、内閣府は、「例えば、AIが生成したことを示す識別情報をコンテンツに埋め込む電子透かしや、不適切な出力を抑止するガードレールに係る技術などによる対応が考えられる」旨答弁した（第217回国会参議院内閣委員会会議録第15号16頁（令7.5.20））。

⁵⁹ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令7.5.27）

また、活用事業者等に対し、透明性の確保及び不適切な出力の防止に関する対策の実施を促進するとともに、関係者間の連携の強化や好事例の周知等、官民一体となった安全性の確保に向けた取組を実施すること。」とされている。

エ ディープフェイクポルノ

A I を使って性的な画像や動画を作るディープフェイクポルノ（性的ディープフェイク）をめぐっては、韓国や米国の一部の州等で規制に関する法律が成立している⁶⁰。A I 法案におけるディープフェイクポルノへの対策について、城内大臣は、「性的ディープフェイクの問題については、個別の事案ごとに、刑法や児童ポルノ禁止法、リベンジポルノ防止法等の既存の法令にのっとり適切に対処されていくべきものと考えている。また、既存法による対処が難しい場合であって、国民の権利利益が侵害されるおそれのある事案は、法案第 16 条に基づく調査を行い、指導、助言、情報提供等を行うことが想定されている。調査の内容は今後精査を図り決定していくこととなるが、まずは内閣府が主体となって、例えば偽画像を生成できる A I の実態調査といった特定テーマによる試行的調査を実施する考えである。この試行的調査の結果を基に、関係府省庁が緊密に連携して、必要な対応を検討することになると考えている」旨答弁した⁶¹。

この点、参議院附帯決議では、「五 A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ、取り分け児童の画像等を使用したものについての対策⁶²として、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化に加え、被害者による告訴等の負担軽減、被害発生防止に向けた教育啓発等の措置を講ずること。また、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な対応を図ること。」とされている⁶³。

（8）A I 戦略本部による司令塔機能の発揮

A I 戦略本部を新設する理由について、城内大臣は、「これまで内閣官房長官を議長とする統合イノベーション戦略推進会議があり、その下に A I 政策を強化、推進するために設置された有識者会議である A I 戦略会議があった。A I 戦略会議の議論を踏まえ、政府の A I 政策の司令塔機能を実質的に担ってきた。本法律案成立後は、A I 政策の司令塔として、内閣に A I 戦略本部を置き、本部長は内閣総理大臣ということで、更に強力なリーダーシップの下で、これまで以上に緊密な情報共有、調整を行いながら、A I 政策を着実に進めていくことになる」旨答弁した⁶⁴。

A I 戦略本部は全閣僚で構成されるが、A I をめぐる技術の進展が速い中、機動的な政策決定ができるのか問われ、城内大臣は、「A I 戦略本部は、必要性が生じた場面において

⁶⁰ 『朝日新聞』（令6. 12. 26）

⁶¹ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令7. 5. 27）

⁶² 令和7年8月、こども家庭庁の青少年インターネット環境の整備等に関する検討会インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループが取りまとめた「課題と論点の整理」では、ディープフェイクに係るリスクや被害についての状況把握や本附帯決議を踏まえた対応等が個別に議論すべき課題と論点として示されている。

⁶³ 衆議院附帯決議では四参照。

⁶⁴ 第217回国会衆議院内閣委員会会議録第14号24頁（令7. 4. 16）

適時適切に本部会合を開催するとともに、A I 戦略本部の下には有識者会議を設置する予定もあり、既に関係省庁会議もあるので、こうした会議体も活用しながら機動的な対応を行うこととなっている。A I 戦略本部の事務局である内閣府が旗振り役となって、我が国のA I 関連施策が一層強力かつ迅速に推進されるよう、関係府省庁が一丸となって取り組んでいく」旨答弁した⁶⁵。

この点、参議院附帯決議では、「十七 A I 戦略本部の組織体制については、同本部がA I 技術の研究開発及び活用に係る一体的な施策を推進する政府の司令塔機能を十分に発揮できるよう、各省庁の縦割りによる弊害を排除するとともに、事務局に民間のA I 人材の積極的な登用を図ること。」「十八 A I 戦略本部に対して専門的見地から助言を行えるようにするため、有識者から構成される会議体を早期に設置すること。また、有識者の人選については、A I の倫理的、法的及び社会的課題について知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。」とされている⁶⁶。

5. おわりに

令和7年9月1日、A I 戦略本部が設置された。今後は同本部の下に設置される有識者会議において、A I 基本計画や指針等の検討が行われる見込みである。令和7年7月に公表された「令和7年度版情報通信白書」によれば、令和6年度の個人におけるA I の利用状況は、前年度の約3倍となる26.7%に上昇したものの、他国と比べ依然として低い状況にある⁶⁷。政府は、A I 法案等により、我が国が世界で最もA I の研究開発・実装がしやすい国になることを目指し、世界のモデルとなるA I 制度を構築するとして⁶⁸、EUや米国とは異なるアプローチを採用した。しかしながら、具体的な施策はA I 基本計画や指針等に委ねられており、A I 戦略本部の下、目標達成に向けて有効な施策を打ち出せるかどうかを注視する必要がある。

また、A I をめぐっては、「A I エージェント」⁶⁹と呼ばれるサービスの提供が広がっており、「対話型A I」に続く技術として注目されているほか、今後、人間のような幅広い知識と能力を持つ「汎用人工知能（A G I⁷⁰）」が数年以内に実現するとの指摘がなされている⁷¹。技術の進展が非常に速いA I 分野において、いかにしてイノベーションとリスク対応の両立を図り、我が国の国際競争力の強化につなげていくことができるか、政府にはこれまで以上に機動的な対応や積極的な支援が求められる。

(おかだ ともあき)

⁶⁵ 第217回国会参議院内閣委員会会議録第15号20頁（令7.5.20）

⁶⁶ 衆議院附帯決議では十二及び十三参照。

⁶⁷ 前掲脚注7参照。

⁶⁸ 第12回A I 戦略会議・第6回A I 制度研究会合同会議（令6.12.26）での石破内閣総理大臣の発言等参照。

⁶⁹ 総務省「令和7年版情報通信白書」（12頁）では、「定義は開発企業によって異なるが、最近では、設定された目標や、自然言語で与えられた指示に対して、自動的にタスクを決定（必要に応じてタスクを細分化）して処理を実行する機能をもつものが、A I エージェントと呼ばれる傾向にあると考えられる」としている。

⁷⁰ Artificial general intelligence

⁷¹ A G I への到達時期について、OpenAIのサム・アルトマンCEOは令和11年、松尾豊東京大学大学院工学系研究科教授は早ければ令和10年にも実現すると予想している（『日本経済新聞電子版』（令7.5.30））。